

「DPC制度への参加等の手続きについて」に基づく掲示 当院はDPC対象病院です

当院は、厚生労働省が推進している

診断群分類包括評価制度（DPC）の対象病院です。

DPC (Diagnosis Procedure Combination) 包括評価方式とは、従来の入院会計は「出来高算定方式」で、お薬・注射・検査など実施した項目を積み上げて医療費を計算する方法でした。

これに対して「包括評価方式」とは、患者さんの疾病や症状と手術・処置などの診療行為の有無に応じ、厚生労働省の定められた『診療群分類点数』により1日あたりの定額を基本に医療費を計算する方法です。

今までの計算方法

診療行為の積み上げ額

入院料

投薬

注射

処置

検査

画像診断

リハビリ

麻酔

手術

食料等



DPCによる計算方法

1日あたりの定額×入院日数
+
出来高評価部分の積み上げ額

診断群分類ごとに
決定する定額点数

疾病や症状と手術・処置などの診療行為の有無に応じた診断群分類により1日あたりの定額医療費を決定

×
入院日数

包括評価部分

リハビリ

麻酔

手術

投薬(退院処方)

食料等

出来高評価部分